

大阪府公告第38号

大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成6年大阪府規則第81号）第48条の46第2号（第48条の53第1項において準用する場合を含む。）の規定による要措置管理区域内における土地の形質の変更の禁止の例外となる行為及び要届出管理区域内における土地の形質の変更の届出を要しない行為の施行方法の基準は、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第43条第2号（同令第50条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき環境大臣が定める要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外となる行為及び形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出を要しない行為の施行方法の基準（平成22年環境省告示第23号）に規定する基準とする。

平成22年4月8日

大阪府知事 橋下 徹